

**第1回 焼津市都市計画マスター プラン改定及び
市街化調整区域における地区計画適用の基本方針策定検討委員会
議 事 錄**

開催日時：令和7年4月28日（月）

15時00分～17時00分

場 所：焼津市役所 本庁舎7階
会議室7A

【出席者】

職務	氏名	所属	区分
委員長	川口 良子	合同会社デザイン・アップ代表	有識者
副委員長	池田 浩敬	常葉大学大学院教授	
委 員	村松 文次	焼津商工会議所	各種団体
委 員	大石 一宏	大井川商工会	
委 員	内田 信吾	大井川農業協同組合	
委 員	市川 真也	しづてつジャストライン株式会社	
委 員	鈴木 穂高	公募市民	市民
委 員	大場 浩史	公募市民	
委 員	片山 進自	公募市民	
委 員	鈴木 めぐみ	公募市民	
オブザーバー	塙本 秀明	静岡県島田土木事務所都市計画課長	行政関係者

【事務局】都市政策部長 山内、都市計画課長 山田、計画担当主幹 松永、主任主事 萩原

【委託業者】中央コンサルタンツ株式会社 課長 中島、主任 岩瀬

開会	
市長	挨拶 委嘱状交付
焼津市都市計画マスター プランの改定について	
（事務局）	全体概要を資料1により説明
計画担当主幹 松永	現行計画について、資料2-1により説明 改定の目的、背景について、資料2-2により説明 上位関連計画の整理と社会経済状況等について、資料2-3により説明
市街化調整区域における地区計画適用の基本方針の概要について	
（事務局） 計画担当主幹 松永	市街化調整区域及び地区計画制度の概要について、資料3-1により説明 市街化調整区域の現状と位置付けについて、資料3-2により説明 市街化調整区域における課題と地区計画制度を活用する目的について、資料3-3、3-4により説明

質疑・応答	
池田副委員長	<p>都市計画マスターplanでは、都市防災を一つの方針として掲げているが、どんなに防災対策を行ったとしても被害をゼロにすることはできない。東日本大震災や能登半島地震等の経験から、巨額の費用をかけたり、人海戦術による復旧・復興は困難であるため、災害が発生してから復興を考えるのではなく、災害が発生することを前提とした復興準備が重要である。</p> <p>市街化調整区域の地区計画は、無秩序な開発が行われないようにコントロールしつつ、土地活用を図ることを目的としている。市街化調整区域には広い土地があり、地価も安いため、ハザードマップの浸水エリアであっても新たに施設等が立地し、水害の被害を受けている現状がある。そのため、地区計画制度により、ハザードエリアへの立地を制限することも大きなポイントである。</p> <p>また、焼津市は立地適正化計画を策定し、コンパクトシティを目指していると思う。市街地を拡大してしまうと、新たなインフラも必要となるため、ハザードエリアとインフラの整備、維持・管理コストの問題は慎重に考える必要があり、適切な場所を指定しなければならないと考える。</p>
川口委員長	<p>次回の検討委員会では、改定する都市計画マスターplan等に今のご意見をどのように反映するのかを事務局から説明いただければと思う。</p> <p>焼津市の市街化調整区域には、市民の約3割が居住しており、既に様々な産業立地が進んでいるという現状がある。こうした状況を踏まえ、焼津市ならではの視点で市街化調整区域でより良いまちづくりを進めていくための方策の一つとして地区計画があるべきと考える。開発を行うことが前提であってはならないと考えるため、今後の検討の参考としていただきたい。</p>
今後の予定について	
(事務局) 計画担当 荻原	今後の予定について、参考資料により説明
閉会	